

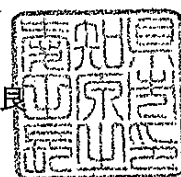


公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和5年8月4日

田原市長 山下 政



1 応募に付する事項

(1) 件 名 田原斎場管理運営業務

(2) 場 所 田原市地内

(3) 委託期間 契約期間：令和6年2月1日から令和11年3月
31日まで

履行期間：令和6年4月1日から令和11年3月
31日まで

(4) 概 要

対象施設

田原市田原町衣笠1番地19 田原斎場

委託業務内容

対象施設における次の業務

火葬業務 火葬炉の運転管理及び監視、日常の点検並び
に受入れ、告別及び収骨

残骨灰処理業務 火葬残骨灰の処理

霊柩車業務 霊柩車の運行及び車両の日常点検

施設管理業務 施設及び機械器具の保守管理（火葬炉設備の保守業務を除く。）

清掃業務 施設内及び駐車場の清掃、植栽等の管理

2 応募に必要な資格に関する事項

- (1) 本業務の公告の日の前日において本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく本市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又は田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成19年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 別紙仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 市内に契約を締結する本店を設置していること。
- (7) 参加申込みを複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加する場合は、次のとおりとする。

ア 入札参加グループ結成の共同事業体協定書兼委任状により定められた代表者が、申請手続を行うものとする。

イ (1)及び(6)については、代表構成員が該当していれば良いものとする。

ウ 入札参加グループの構成員は、単独又は他の入札参加グループの構成員として重複して申込みをすることはできない。

3 企画提案の実施方法等

「田原斎場管理運営業務公募型プロポーザル募集要領」、「田原斎場管理運営業務仕様書」及び「田原斎場管理運営業務公募型プロポーザル評価基準」(以下「募集要領等」という。)のとおりとする。

4 募集要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和5年8月4日(金)から令和5年9月1日(金)午後5時まで

(2) 交付方法

募集要領等の交付は、田原市公式ホームページにおいて行うものとする。

5 現地説明会

説明会に参加希望する事業者は、令和5年8月15日(火)午後5時までに「現地説明会参加申込書」(様式第1号)を電子メールにより提出すること。送信確認として電話連絡すること。なお、現地説明会に参加しなくてもプロポーザルに参加できるものとする。

6 参加表明書等の提出期限

(1) 提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市市民環境部環境政策課へ持参又は郵送するものとする。なお、事前に電話連絡すること。来庁時間の調整を図るため、電話連絡については、来庁前日までに実施すること。郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、発送する前に電話にて連絡すること。なお、入札参加グループでの場合は、構成事業者全ての会社概要を提出すること。

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和5年9月25日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市市民環境部環境政策課へ持参するものとする。なお、事前に電話連絡すること。来庁時間の調整を図るため、電話連絡については、来庁前日までに実施すること。

(3) 提案上限額 総額金471,042,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

8 優先交渉権者の選定方法

「田原斎場管理運營業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

9 特に定めた事項

前払金については、行わないものとする。

10 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

11 問合せ先

市民環境部環境政策課 電話0531-23-3541